

安城市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみ（以下「生ごみ」という。）の自家処理を促進することにより、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、生ごみ処理機器の購入に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理機 生ごみを温風若しくは加熱により乾燥させ、又は微生物の働きによる分解をすることにより、減量化、減容化又はたい肥化をする電動式の機器（耐久性があつて、衛生的、かつ、水分等を地中に浸透させない構造であるものに限る。）をいう。
- (2) 処理容器 微生物等の働きによって生ごみを分解することにより、減量化、減容化又はたい肥化をする非電動式の容器（耐久性があり、かつ、悪臭、害虫等の発生を抑制する構造及び材質のものに限る。）をいう。
- (3) 生ごみ処理機器 処理機又は処理容器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 購入した生ごみ処理機器を生ごみの減量化、減容化又はたい肥化のために適切に使用し、かつ、管理する者であること。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、国内にある販売店（通信販売店を含む。）から2,000円以上の新品の生ごみ処理機器（製造者が出荷する際に、当該生ごみ処理機器に附属している微生物及び発酵促進剤を含む。）を購入すること（オークションサイト、フリマアプリその他のこれらに類する方法により個人から購入することを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の世帯につき、次の各号に掲げる生ごみ処理機器の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて購入した生ごみ処理機器は、補助金の交付の対象としない。

(1) 処理機 1 (処理機について過去に補助金の交付を受けている世帯にあっては、当該補助金の交付があった日から起算して5年を経過する日までは、零)

(2) 処理容器 2 (処理容器について過去に補助金の交付を受けている世帯にあっては、当該補助金の交付があった日から起算して3年を経過する日までは、2から当該補助金に係る処理容器の数を控除した数)

3 前項の場合において、市長は、一の世帯の台所設備が2か所ある等当該世帯の中で生計が明らかに別になっていると認められるときは、生計を共にする集まり又は独立する個人ごとに1の世帯とみなすことができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の生ごみ処理機器につき、当該生ごみ処理機器の購入価格(消費税相当額を含む。)を2で除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てるものとし、次の各号に掲げる生ごみ処理機器の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。)とする。

(1) 処理機 30,000円

(2) 処理容器 5,000円

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機器の納品があった日から起算して2月を経過する日までに補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

(1) 領収書(クレジット契約による購入等をした場合であって、生ごみ処理機器の販売店による領収書の発行がされないときは、購入申込書)

(2) 保証書の写し(処理機を購入した場合に限る。)

(3) 納品日の記載のある納品書(生ごみ処理機器の購入日から起算して2月を経過する日後に申請する場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申請に併せて2世帯住宅申告書(様式第2)を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、補助金を交付することを適当と認めるときは、規則第5条第1項の補助金等交付決定通知書により当該申請をし

た者に通知をするものとする。

- 4 前項の通知を受けた者は、速やかに、規則第9条第3項の補助金等交付請求書により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に第7条に規定する販売店から処理機器を購入した者について適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 安城市生ごみたい肥化促進に関する補助金交付要綱（平成5年5月1日施行）
 - (2) 安城市生ごみ処理機購入補助金交付要綱（平成7年5月1日施行）
- 3 この要綱による廃止前の安城市生ごみたい肥化促進に関する補助金交付要綱及び安城市生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者に係る第4条第2項の規定の適用については、この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行し、同日以後に第7条に規定する販売店から処理機器を購入した者について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、平成24年7月1日前に購入した、たい肥化容器についても適用する。
- 3 改正後の第5条第1項の規定は、平成24年7月1日以降に購入する処理機について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、平成29年4月1日以降に購入する処理機について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の安城市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に購入された生ごみ処理機器に係る安城市生ごみ処理機器購入補助金について適用し、同日前に購入された生ごみ処理機器に係る安城市生ごみ処理機器購入補助金については、なお従前の例による。